

## 2. 学校法人が期間内に行わなければならない事項

### (1) 登記事項

事項	主たる事務所の所在地において	
	登記の期間	組合等登記令の関係条項
設立登記	2週間以内 注1	第2条第1項
組合等登記令第2条第2項各号に掲げる事項の変更登記 注2	2週間以内	第3条第1項
資産の総額の変更登記	3ヶ月以内 (事業年度終了後)	第3条第3項
解散登記 (合併、破産の場合を除く。)	2週間以内	第7条
合併の登記 注3	2週間以内	第8条
清算終了登記	2週間以内 (清算終了の日から)	第10条
主たる事務所の 移転登記	旧所在地においては2週間以内に 移転登記 新所在地においては2週間以内に 第2条第2項各号に掲げる事項の 登記	第4条

注1. 組合等登記令第24条 登記すべき事項であって官庁の認可を要するものについては、その認可書の到達した時から登記の期間を起算する。

注2. 組合等登記令第2条第2項各号に掲げる登記事項

- (1) 目的及び業務
- (2) 名称
- (3) 事務所の所在場所
- (4) 代表権を有する者の氏名、住所及び資格
- (5) 存続期間又は解散の事由を定めたときは、その期間又は事由
- (6) 代表権の範囲又は制限に関する定めがあるときは、その定め
- (7) 資産の総額
- (8) 設置する私立学校、私立専修学校又は私立各種学校の名称

注3. 合併の態様により、それぞれ次の登記をする。(令第8条)

- (1) 合併後存続する法人については変更の登記
- (2) 合併により消滅する法人については解散の登記
- (3) 合併により設立した法人については設立の登記

(2) その他の事項

事項	期間	起算日	根拠法令
財産目録作成	法人設立時 2週間以内 2ヶ月以内	法人設立のとき 合併認可の通知があった日 毎会計年度終了後	私立学校法第33条の3 私立学校法第53条第1項 私立学校法第47条
貸借対照表の作成	2ヶ月以内 2週間以内	毎会計年度終了後 合併認可の通知があった日	私立学校法第47条 私立学校法第53条第1項
収支計算書の作成	2ヶ月以内	毎会計年度終了後	私立学校法第47条
事業報告書の作成	2ヶ月以内	毎会計年度終了後	私立学校法第47条
役員等名簿の作成	2ヶ月以内	毎会計年度終了後	私立学校法第47条
評議員会に対する 決算及び事業の実績報告	2ヶ月以内	毎会計年度終了後	私立学校法第46条
役員の補充	1ヶ月以内	理事又は監事のうちその定数の 1/5を超えるものが欠けたとき	私立学校法第40条
評議員会の招集	20日以内	評議員総数の1/3以上の評議員 から会議に付議すべき事項を示し て招集を請求されたとき	私立学校法第41条第5項